

令和3年第3回定例会

総務企画常任委員会会議概要

副委員長 山崎 翔一

1 開催日時 令和3年9月9日（木曜日）午前10時44分～午前11時51分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第129号 財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）

議案第130号 財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）

議案第131号 財産の取得について（圧雪車の購入）

議案第132号 訴えの提起について

請願第8号 青森市が所管する公共施設へWi-Fi設備の設置を求める請願

4 報告事項

(1) 「令和4年度青森圏域重点事業に関する要望」について

(2) 9月の青森競輪開催及び令和3年度下期青森競輪開催日程について

○出席委員

副委員長	山崎 翔一	委員	木下 靖
委員	軽米 智雅子	委員	藤田 誠
委員	万徳 なお子	委員	丸野 達夫
委員	秋村 光男	委員	渋谷 勲

○欠席委員

委員長 大矢 保

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	館山 新	総務部次長	佐藤 秀彦
総務部理事	成田 智	総務部参事	三上 智幸
企画部長	織田 知裕	企画部次長	館山 公
企画部理事	佐々木 淳	総務課長	竹内 巧
税務部長	川村 敬貴	企画調整課長	松島 豊
浪岡振興部長	三浦 大延	納税支援課長	松本 和久
会計管理者	柿崎 哲男	観光課長	船橋 正明
選挙管理委員会事務局長	山谷 直大	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村 結衣	議事調査課主事	柿崎 良輔
議事調査課主事	笹田 貴子		

○山崎翔一副委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日は、大矢委員長が欠席となっておりますので、私が委員長の職務を代行いたします。よろしくお願いいたします。

本日の欠席についてですが、大矢保委員長並びに太田綾子監査委員事務局長が欠席となります。

それでは本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案4件及び請願1件について、ただいまから審査いたします。

まず、議案第129号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第129号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

除雪機器の保有状況ですが、現在、市が保有しております青森地区の除雪機器は、ロータリ除雪車が10台、グレーダーが5台、タイヤショベルが1台の計16台となっております。

本件は、生活道路等における除排雪の作業を支援するため、新たに配備する除雪機械4台のうち2台を取得しようとするものであり、除雪幅、定格出力など、取得する車両の規格につきましては、資料の「2 取得する財産」に記載のとおりであります。

ロータリ除雪車4台の購入に当たり、本市の競争入札参加資格業者のうち、業種「車両、車両用品、点検、修理」、品目「建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）」に登録を有する33者に対し、当該車両の取扱いを照会したところ、4台を対応可とした者はなく、株式会社青工及び有限会社尾崎自動車商会の2者から、それぞれ2台を限度として対応可能な旨の回答を得たものです。

このことにより、4台を一括購入することはできないことが判明したため、契約を2件に分け、その上で、契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないことから、契約の方法を随意契約とし、2件の契約のうち1件について、株式会社青工から見積書を徴したものです。

その結果、予定価格内での価格が提示されましたので、株式会社青工と5918万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として、見積執行票を添付しております。

以上、議案第129号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山崎翔一副委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。渋谷委員。

○渋谷勲委員 購入することについては、私は反対でないんですよ。ただ、我々、以前——丸野委員、何だっけ、条例。（「青森市中小企業振興条例」と呼ぶ者あり）青森市中小企業振興条例に基づけば、今、有限会社尾崎自動車商会——これ、なければしょうがないんだよ。でも、市内で購入できるものであったら、是が非でも。四、五千万円のものでしょう。これはやっぱり、できれば市内で購入していただきたい。今後について、これを強く要望させていただきたいと思います。

○山崎翔一副委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第129号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第130号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第130号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

先ほど議案第129号で御説明した内容と重複いたしますが、除雪機器の保有状況ですが、現在市が所有しております青森地区の除雪機器は、ロータリ除雪車が10台、グレーダーが5台、タイヤショベルが1台の計16台となっております。

本件は、生活道路等における除排雪の作業を支援するため、新たに配備する除雪機械4台のうち2台を取得しようとするものであり、除雪幅、定格出力など、取得する車両の規格につきましては、資料の「2 取得する財産」に記載のとおりであります。

ロータリ除雪車4台の購入に当たり、本市の競争入札参加資格業者のうち、業種「車両、車両用品、点検、修理」、品目「建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）」に登録を有する33者に対し、当該車両の取扱いを照会したところ、4台を対応可とした者はなく、株式会社青工及び有限会社尾崎自動車商会の2者から、それぞれ2台を限度として対応可能な旨の回答を得たものです。

このことにより、4台を一括購入することはできないことが判明したため、契約を2件に分け、その上で、契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないことから、契約の方法を随意契約とし、2件の契約のうち1件について、有限会社尾崎自動車商会から見積書を徴したものです。

その結果、予定価格内での価格が提示されましたので、有限会社尾崎自動車商会と5478万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として、見積執行票を添付しております。

以上、議案第130号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山崎翔一副委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第130号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第131号「財産の取得について（圧雪車の購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第131号「財産の取得について（圧雪車の購入）」について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

圧雪車の保有状況ですが、現在、モヤヒルズスキー場のコース整備のため、圧雪車を3台所有しております。

本件は、そのうち平成16年に取得した圧雪車1台が老朽化しているため更新するものであり、取得する圧雪車の規格につきましては、資料の「2 取得する財産」に記載のとおりであります。

入札結果につきましては、指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、JFEプラントエンジニアリング株式会社営業本部と3135万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として、入札執行票を添付しております。

以上、議案第131号「財産の取得について（圧雪車の購入）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山崎翔一副委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 入札が終わった後なので、別にいいと思うんですが、なぜ予定価格を公表しないんですか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

物品の購入におきましては、同種同様の製品を今後においても購入する可能性もあり、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがあることから、予定価格は事後においても非公表としているものであります。

○山崎翔一副委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 理屈は分かるんですけども。でも、例えば、建物でも似たようなものもあるし、それでも発表するじゃないですか。

何が言いたいかというと、日本キャタピラー合同会社青森営業所と 2000 万円近い価格差があるので、この入札が実際、正当に行われたかどうかを審査するためにも、予定価格がなければ、我々はこれが正しい入札だったかどうか分かりませんよ。そうでないと、私としては継続審査を要望しますよ。

○山崎翔一副委員長 総務部長、答えられますか。総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○三上智幸総務部参事 契約課の三上といいます。

物品の予定価格につきましては、ただいま総務部長から説明があったとおり、同種同様の製品を今後においても購入する可能性がありますことから、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがあるため、事後においても非公表としているものでありまして、これにつきましては、先ほどの除雪機械及び圧雪車も、これまでにおいても非公表としているものであります。

以上でございます。

○山崎翔一副委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 そこは分かるんですけども。2000 万円も開きがあるというのは、入札においてちょっと考えられないので、私としては継続審査を要望いたします。

○山崎翔一副委員長 ほかに発言ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 この購入そのものについては結構なんですけど、今、圧雪車を 3 台保有していて、今回、1 台が老朽化ですよ。ということなんですけど、参考までに、残り 2 台の使用年数といいますか、それをお伺いします。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 残り 2 台ですけども、まず、その残り 2 台のうち 1 台が、平成 8 年に購入したものとなっております。もう 1 台が——すみません、2 台とも平成 8 年に購入したものとなっております。

○山崎翔一副委員長 木下委員。

○木下靖委員 そうしますと、平成 8 年だから、15 年使っていると。確か、耐用年数といいますか、それが 15 年ぐらいだというお話だったと思うんですけど、それらについても、状況によるんでしょうけれども、ひょっとすると来シーズンだとか、新たな購入が必要になってくる可能性ありと考えてよろしいですか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○船橋正明観光課長 観光課の船橋でございます。

残り2台につきましては、確かに平成8年に購入したところでありまして、予算的な規模もありますので、今のところ予定では平成19年、もう1台が平成26年に更新する予定で計画を立てているところであります。

失礼しました。令和です。令和9年と令和16年に……。

失礼しました。大変申し訳ございません、訂正させていただきます。先ほど総務部長から、平成8年に購入したとお答えさせていただきましたが、今現在、もう1台が平成19年、さらにもう1台が平成26年の購入であります。

○山崎翔一副委員長 それで、買換え時期は。

○船橋正明観光課長 今後、平成19年のものに関しましては、今のところ令和5年以降に、また、平成26年度に更新したものにつきましては、令和12年度以降に更新する予定となっております。

○山崎翔一副委員長 木下委員。

○木下靖委員 残り2台のうちの1台が、平成19年の購入だから、今年が14年目ということで、令和5年以降の購入を考えているということで、16年ぐらい使って、それから買うと。もう1台は、平成26年なのでまだ7年しかたっていない。なので、あと9年、これもやっぱり16年ぐらい使ってから購入するという事なので、高額な重機ですけれども、一度に購入するという計画にはなっていないということで確認できました。結構です。

○山崎翔一副委員長 ほかに発言ありませんか。渋谷委員。

○渋谷勲委員 今現在、圧雪車、使わないときはどのように。車庫に入れてあるのか、あるいは、シートをかぶっているのか、かぶっていないのか。その辺分かりますか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 現在は、使っていないシーズンにつきましては、駐車場に停車して、その上にブルーシート等をかけて養生している状況です。

○山崎翔一副委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 私も、そうであればいいけれども。この3000万円何がしというものの、冬季間だけじゃないか。これ、朝露に当たるものと当たらないものでは、全然日もちが違うんだよ。

やっぱり、少なからず、車庫がなければ、駐車場においてブルーシートぐらいはきっちりかけていただかなければ賛成しかねる。それくらい徹底してやっていただきたい。これは強く要望させていただきます。うち、15台くらいあるけれども、全部車庫だもの。正直言って、ただ野ざらしだから、日もちしないんだよ。その辺、買うのもいいけれども、徹底した取扱い、これを強く要望させていただきます。

以上。

○山崎翔一副委員長 ほかに発言ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 やっぱり、議会として、きちんとした情報が開示されないで、この入札が正しかったか正しくなかったか判断できないので。やっぱり、今後もうこういうことってあると思うんですよ。なので、やはり今後も、情報開示を求めたときに、それがなされない場合は、議会としてきちんとした対応をとるべきだと私は思います。

以上です。

○山崎翔一副委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 131 号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

議案第 131 号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 御異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第 131 号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎翔一副委員長 起立少数であります。

よって、議案第 131 号については、閉会中の継続審査としないことと決しました。

それでは、これより採決いたします。

議案第 131 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 131 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎翔一副委員長 お座りください。

起立多数であります。

よって、議案第 131 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 132 号「訴えの提起について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第 132 号「訴えの提起について」御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

1 の相手方及び 2 の事件名につきましては、資料記載のとおりとなっております。

3の訴えの提起に係る事案の概要につきましては、相手方が、市から賃借するアウガ地階の専用部分に係る賃料を、令和元年8月分から、一部納付はあるものの、長期にわたり滞納し、多額に及んでいるため、当該滞納賃料の支払い請求をしようとするものであります。

次に、4の事件に関する取扱いにつきましては、訴訟において請求が認められないときには、上訴するものであります。

続きまして、5の主な経過につきましては、平成29年4月に、契約期間を平成29年4月1日から令和2年3月31日までとする建物賃貸借契約を開始し、令和2年3月に、契約期間を通常の3年から1年に短縮し、契約更新。令和3年3月に、明渡し期限を令和3年9月30日とする解約申入れの通知を行ってきたところであります。

なお、この訴えの提起につきましては、支払い請求額が300万円以上であり、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を要するものであります。

以上、議案第132号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○山崎翔一副委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 これ、延滞利息はどれぐらいあるんですか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 延滞利息につきましては、支払いが完了した後に延滞利息がかかっていきますので、平成29年度、平成30年度は支払いが終わっておりますけれども、令和元年以降はまだ収めていませんので、延滞利息料は、今の時点では計算しかねるものですが、ただ、延滞利息料につきましても、提訴の中で求めていくものとなっております。

○山崎翔一副委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 分かりました。

滞納賃料が、なぜ、この617円とかになるんですか。下3桁。普通、家賃が例えば20万円とかだったら、617円という下3桁は……。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 賃貸借契約の中で、金100円につき年14%の割合による日割り計算で、遅延損害金は支払わなければならないというふうに定めております。

[丸野達夫委員「分かりました」と呼ぶ]

○山崎翔一副委員長 ほかに発言ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 今の質問に関連してなんですけれども、資料に滞納賃料が2377万617円と。そうすると、いわゆる賃料の部分、何というのか、元金と言えいいのか、そこの部分というのは幾らになるんですか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 令和3年8月1日時点で2300万円幾らとなっておりますけれども

ども、これが、令和3年9月末、明渡し請求しておりますので、9月末までとなりますと、滞納賃料が2932万円程度になります。

(「いいのか」「月額幾らか聞いて、家賃」と呼ぶ者あり)

○山崎翔一副委員長 いいですか。木下委員。

○木下靖委員 今回の金額で間違いないということですよ。2932万円くらい。ということになると、月の家賃というのは、大体幾らになるんですか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 月の家賃は138万8310円になります。

○山崎翔一副委員長 木下委員。

○木下靖委員 ちょっと分からないんですけども、令和3年8月1日時点で2377万円。それで、9月末になると、2932万円。その差、560万円ぐらいあるのかな。家賃が138万円。何か、どういう計算すればそうなるのか、ちょっと分からないんですが。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 令和3年8月1日時点での滞納分というのが、令和3年5月分までの支払いになります。要は、月締めで請求が翌月になって、要は——例えば、月の家賃が、その翌月の上旬に請求がされて、そこから1か月先に支払うような形になりますので、令和3年8月1日時点では令和3年5月分までの家賃となっていて、その後、6月、7月、8月、9月と。要は、138万円掛ける4の分が2300万円にかかる形になりますので、2900万円幾らになるという形になります。

○山崎翔一副委員長 木下委員。

○木下靖委員 じゃあ、令和3年9月末では、4か月分が、その滞納分とプラスということになると。

それで、先月の総務企画常任委員協議会で、この件が示されたときに、丸野委員から、契約書の条項はどうなっているんだという話があったと思うんですが、後でもいいんですけども、その契約書の資料をもらうことはできますか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 賃貸借契約にその旨記載されておりますので、その部分については、資料としてお渡しするのは構いません。

○山崎翔一副委員長 木下委員。

○木下靖委員 じゃあ、それを後でもらうとして、ちなみに、その部分がどういう条項になっているか、今、口頭で教えてもらえますか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 今回のこの支払い請求につきましては、賃貸借契約の第19条の中途解約という条項に当てはめて請求しておるものです。それで、その条文を読みますと、第19条、貸主は、第3条に定める契約期間が——要は、これは契約期間内ですけれども——契約期間内において、正当な事由により、貸主に対し書面をもつ

て解約の予告を行い、6か月を経過したときに、本契約を途中で解約することができるという、その条文に基づいて今回請求しております。

○山崎翔一副委員長 木下委員。

○木下靖委員 前に丸野委員から話があったときは、そういうあれでなくて、いわゆるその家賃滞納があった場合に、貸主のほうから、例えば解約だとかができる条項というのがあるんじゃないのかということだと思っんですが、その部分です。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 失礼しました。契約の解除、第20条です。貸主は、借主が、その次の各号いずれか一つでも該当した場合は、通知・催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。それで、(2)として、第8条及び第9条に定める賃料、専用部分における諸費用の支払いをしないときというところが該当になります。

○山崎翔一副委員長 木下委員。

○木下靖委員 今のあれだと、その支払いをしないとき、賃料について、別に何か月分とか、何も無いということですよ。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 はい。そこのところの定めはありません。

[木下靖委員「はい、結構です」と呼ぶ]

○山崎翔一副委員長 ほかに発言ありませんか。渋谷委員。

○渋谷勲委員 この間——アウガの幹事会って、あれ、管財課にあるんだよね。それで、ちょっと聞いたんです。まあ、あんまり関係ないんだけど。

2300万円何がし、残債が残ったと。しかし、法律によって約6か月間、やれるんだと。そのやれる期間の売上げっていうのは、まず、市役所でもらっているのか、どうなのか。その辺を。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 本年度に入ってから6か月間につきましては、支払いは一度もありません。

○山崎翔一副委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 それで、こういうことも言っていた。私、何という会社か、ちょっと分からないよ。それまで3人の共同名義の会社が、滞納直前になったら、2名の方々が共同名義から降りたと。名前まで聞いたけれども、降りたと。

恐らく、私のど素人の考えでも、裁判をやったら市役所が勝つとは思う。勝つと思ふといったって、本人に土地も財産も何もないければ、何も意味ないわけだよ。証にしか過ぎないんだよ。

それで、恐らく本人は今でも——丸野委員辺りは特に分かっていると思うけれども、居酒屋だとか、パン屋だとか、様々やっているんだよ。

それで、私の一番聞きたいことは、それらを含めた裁判になるのかどうかなんだよ。本人は、したたかだからな。我々が考えているようなものではないと思う。あ

まりにしたたかで。

現に、酒屋から何から呼んでは、勘弁していただいているのかどうか分からないけれども、いろいろ画策はしていると思う。そういうことも、私もよく聞くし。その辺、今現在で分かっている状況、今、私が質問した状況。分かっている範囲内です。それをちょっと答弁してくれないか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

訴訟の提起に伴う裁判所の関与によりまして、できる限りの回収に努めてまいりたい、要は、相手方に対して、裁判手続の中で、可能な限り回収していきたいと考えております。

[渋谷勲委員「オーケー。ありがとう」と呼ぶ]

○山崎翔一副委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 よく分からないんですけれども、なぜ令和2年で、3年から1年にしたものの、滞納があるのに契約を更新したのかが分からないんです。契約上は更新しなくていいはずなのに。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 今回、解約の申入れをするに当たって、まず、相手方がこれまで平成29年度、平成30年度の賃料について、支払い遅延はあったものの完納しているということ。あと、令和元年度、令和2年度においても、支払えるときには支払っているなど支払う意思が見られたということ。その辺を弁護士と相談いたしました。それに当たりまして、信頼関係破壊の法理という法理があって、一定程度の支払いの意思を示しているときに信頼関係があるので、その関係性を壊すまでに至らないということで、弁護士と相談の上、今回、いわゆる明渡し請求に至ったというような状況となっております。

○山崎翔一副委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 信頼関係はあるのか。だって、この方とはもう既に、数回にわたって違うことでもトラブルが起きていて、信頼関係があるとは、私はとても思えないんですけれども。

それで、通常これは更新しないですよ。民間であれば。あまりに配慮し過ぎているのかなという部分は感じますよ。まあ、それとて、総務部長に関係ないという失礼だけれども、以前の取決め事なので、総務部長に聞くのも酷な話なので、やめますけれども。でも、ちょっと違うなという気がします。

それと、前回、木下委員もちらっと言ったんですが、土地を借りている代金があるので、それを差し押さえるなりして、きちんと清算させる方向も配慮してほしいなど。要望にしておきます。聞けば、また答えづらいでしょうから。

以上です。

○山崎翔一副委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 132 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 8 号「青森市が所管する公共施設へWi-Fi設備の設置を求める請願」を議題といたします。

市当局の意見等について説明を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 請願第 8 号「青森市が所管する公共施設へWi-Fi設備の設置を求める請願」に対する本市の意見について申し述べさせていただきます。

まず、当該請願の内容であります。請願書によりますと、青森市に緊急に求められている重要な施策の一つは情報発信力の基盤強化であり、青森から国内外への情報発信力強化に向け、早期に実現を図っていただきたい施策の一つとして、青森市が所管する公共施設へWi-Fi設備を設置することを求めるものであります。

請願内容の、情報発信力の基盤強化についてであります。本市域のインターネットにアクセスするための情報インフラにつきましては、既に、通信事業者によって一定程度整備されている状況にあるものと認識しているところであります。青森から国内外への情報発信力強化に向けた取組として、情報発信力の基盤強化は、取り組むべき課題の一つであるものと考えているところです。

ただ、一方で、本市が所管する公共施設につきましては、様々な分野の施設が設置運営されているところであり、施設ごとに設置の目的、機能、対象者、利用状況、規模等といった特性が異なるものであります。

このため、請願事項の「公共施設へWi-Fi設備を設置すること」につきましては、あくまでも個々の施設における利用者サービスの観点から検討していくべきものと考えており、施設ごとに、その施設特性やニーズを踏まえた上で、受益者負担の有無、設備・設置に係るコスト、効果等といった施設運営全体を考慮しながら、その必要性を検討していくべきものと考えております。

説明は以上となります。

○山崎翔一副委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 部長のおっしゃるとおりだと私も思います。

でも、総論は、やっぱり、あったほうがいいので、総論は賛成したいと思っています。

そこで、市民クラブ会派への提案になるんですが、もちろんその利用度とか重要度とかを加味して、環境も整い次第、順次設置していくという考え方が示されれば、

継続審査にして、12月にもう一度、請願していただくということもあろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山崎翔一副委員長 木下委員。

○木下靖委員 今、丸野委員から、継続審査でどうだという話が出ました。

恐らく、この請願の趣旨も、一応、ここには所管する公共施設へW i - F i 設備を設置することとなっているんですけども、先ほど総務部長が言われたように、その施設によって、目的、機能、対象者、規模、それぞれ違いますので、市が所管する公共施設全てに一律にW i - F i 環境を整えてくれということではなくて、もちろん今言ったような要素を考慮して、その環境整備の効果の高いものから計画的に順次というか、やっていってほしいという意味であると思うんですが、確かに、この請願書にはそこまで詳細には書かれていないので、そこは、解釈の仕方によっては、一律に一気にやれという話になってしまうのかもしれないんですけども、恐らく趣旨としてはそういうことなので、これを——ただ、これ、継続審査となった場合には、この請願自体、どういう形なのか。出し直しということでもいいのか。

○山崎翔一副委員長 議会事務局。

○木村結衣議会事務局書記 ただいまの、請願を一旦、継続審査とした場合の対応になるんですけども、今回の請願を継続審査ということになりますと、基本的にこのまま、今の内容のまま、12月までの間にもう一度審査をしていくという形になりますので、この中で特段、趣旨を特定していただくとかということであれば、例えばですけども、一旦、不採択とした上でもう一度出していただくとか、あるいは、もう今は付託がかかってしまっているんで、取下げということになりますと、議決が必要になってまいります。そういった対応になりますので、今すぐに、こちらを一旦取下げた上でもう一度という形にするのは難しいのかなと思います。

○山崎翔一副委員長 木下委員。

○木下靖委員 今の議会事務局の説明ですと、継続審査とした場合は、この請願の趣旨のまま行くということなので、そうなるとなかなか難しいですよ。ということであれば、現実路線を行くとしたら、もうこれが付託されてしまっているんで、一旦、採択・不採択についての採決をした後に、再度、ターゲットを絞って提出するというのが現実かなと思います。

○山崎翔一副委員長 ほかに発言ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 総務部長の御説明の中に、コストという用語がありましたが、この請願に関連して、コストは一応、調査をされているんでしょうか。

○山崎翔一副委員長 総務部長。

○館山新総務部長 160施設、全施設ということですけども、まず、コストを測る際に、その引く回線の容量というものが当然出てきますので、それはその施設でどの程度のものを付設するのか等々の部分を絞らないと、金額を算出するのは難しいことから、かかるものは当然かかりますけれども、その経費が幾らかかるかとい

うところまで計算しておりません。

○山崎翔一副委員長 いいですか。ほかに発言はありませんか。秋村委員。

○秋村光男委員 市民クラブ会派としても、この件に関して、まだ、もう少し検討したいなという部分もありますので、休憩を要求したいと思うのですが、いかがですか。5分。

○山崎翔一副委員長 この際、暫時休憩いたします。再開時刻は11時35分からといたします。

午前11時29分休憩

午前11時35分再開

○山崎翔一副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑、発言ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 今ちょっと議会事務局にも確認をしていただいたのですが、この請願の趣旨とか請願事項について、議会の議決があれば変更も可能であるということでしたので、継続審査という扱いにさせていただければと思います。

○山崎翔一副委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 基本的なことなんですけども、請願者の了解を得なければ駄目ですよ。請願者がこれを出してきているものを、我々が勝手に趣旨変更というわけにいかないの。「変更するもしないも請願者でしょう」と呼ぶ者あり）請願者にここで聞くわけにもいかないよね。ああ、そういう意味の継続審査か。

○山崎翔一副委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 それでは、請願第8号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第8号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第8号については、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○山崎翔一副委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、『令和4年度青森圏域重点事業に関する要望』について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、令和4年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明いたします。

県に対する重点要望につきましては、昨年度から、東青5市町村が連携し、青森圏域重点事業説明会として実施しておりますが、今般、令和4年度青森圏域重点事業に関する要望がまとまりましたので、その内容等について御報告いたします。

資料「令和4年度青森圏域重点事業に関する要望書」をお願いいたします。

表紙の次が最重点要望項目となっており、No. 1「青森駅周辺をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実にに向けた取組について」以下、青森圏域全体で5項目、このうち、本市の最重点要望項目は、No. 1、No. 2となっております。

2枚目をお願いいたします。

2枚目は重点要望項目となっており、No. 1「新型コロナウイルス感染症対応のための財源の確保について」以下、青森圏域全体で25項目、このうち、本市の重点要望項目は、No. 1からNo. 22までとなっております。

最重点要望項目と重点要望項目を合わせて、青森圏域で計30項目、本市は24項目を要望することとしております。

最重点要望項目のNo. 2の「青森県立浪岡高等学校の存続について」と、重点要望項目のNo. 15「リモートワーク人材誘致に向けた支援と青森県独自の移住支援金制度の創設について」、No. 25、外ヶ浜町要望になります、「蟹田川の河川整備について」の3項目が新規要望ということであります。

なお、最重点要望項目につきましては、令和3年10月に開催する青森圏域重点事業説明会において、各市町村長が県知事へ直接要望することとなっております。

次に、資料「令和4年度青森圏域重点事業要望項目一覧【総務企画常任委員会】」を御覧ください。

総務企画常任委員会に係る項目といたしましては、企画部所管が3項目、浪岡振興部所管が1項目の4項目であります。

それでは、それぞれの項目につきまして、企画部、浪岡振興部の順に御説明いたします。

初めに、企画部所管の3項目であります。

資料「青森県重点事業に関する要望書」の6ページをお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症対応のための財源の確保について」であります。

感染拡大防止と社会経済活動を両立し、ポストコロナに向けた経済構造の転換や好循環の実現に向けて、1つに、青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対

策事業費補助金の令和3年度における予算措置及び令和4年度における同補助金の継続、2つに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和3年度における追加の財政措置及び令和4年度における同交付金の継続に対する国への働きかけについて要望するものであります。また、コロナ医療と一般医療の両立を図り、安全かつ安心な医療を提供していくため、3つに、青森市民病院、浪岡病院などの取組に対する県による補助制度創設等の支援について要望するものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

「広域連携の推進について」であります。

市では、昨年3月、青森圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定し、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村及び本市の東青地域5市町村が連携して各種事業に取り組んでいるところであります。

このような中、国から連携市町村に対して講じる特別交付税措置について、これまで対象経費の一般財源に対して措置率1.0であったものが、今年度から0.8に引き下げられたということから、「1. 東青地域5市町村による青森圏域連携中枢都市圏の取組に対する助言等の支援並びに特別交付税措置率の復元へ向けた国への働きかけ及び特別交付税減額分に対する県の財政支援」について要望するものであります。また、平成30年12月にむつ湾広域連携協議会を設立し、陸奥湾沿岸8市町村と関係団体などが連携して、陸奥湾の環境保全のほか、豊かな資源を生かした観光・産業の振興に取り組んでいるところであります。「2. 陸奥湾広域連携協議会による観光・産業振興・環境保全活動に対する支援」について要望するものであります。

次に、20ページをお願いいたします。

「リモートワーク人材誘致に向けた支援と青森県独自の移住支援金制度の創設について」であります。

市では、新型コロナウイルスの影響によります生活様式・働き方の変化、地方への回帰志向の高まりを好機と捉えまして、青森リモートワーク人材誘致研究会を設立し、県からモデル事業を受託し、先進事例の調査・研究、リモートワーク及びワーケーション体験などに取り組んでいるところであります。引き続き、県と連携して実施していくため、「1. リモートワーク人材誘致に向けた支援」、「2. リモートワーカー等移住促進モデル構築業務の令和4年度における継続」を要望するものであります。また、今年度より、国の移住支援金の対象とならない、東京23区以外から本市へ移住し、起業、就業またはリモートワークする方へ、引っ越し等に係る費用の一部を助成する青森市新しい働き方移住支援金などを市独自で創設しておりますが、隣県であります秋田県と支援額等について差が生じております。このような状況であることから、市町村単独での財政支援、おのずと限界がありますことから、「3 青森県独自の移住支援金制度の創設」を要望するものであります。

企画部所管要望項目は以上でございます。

○山崎翔一副委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）浪岡振興部が所管しております最重点要望項目 No. 2「青森県立浪岡高等学校の存続について」御説明いたします。

要望書の2ページを御覧いただきたいと思います。

青森県教育委員会が公表いたしました青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）によりますと、浪岡高校は、青森西高校との新たな統合校の開校により、令和10年度末をもちまして閉校するとされております。

浪岡高校バドミントン部は、全国大会におきまして団体・個人ともに優勝するなどの目覚ましい成績を上げており、全国からの生徒募集を実施していないにも関わらず、16名の生徒が県外から集まっており、全国からの生徒募集が導入された場合、入学者が大幅に増加することも期待されているところであります。

浪岡高校は、地区唯一の高校として、地域の活性化に大きく寄与し、浪岡地区に欠かせない高校でありますとともに、同校の閉校は、全国から入学を希望し、集まってくる生徒の受皿を失うことになるため、1つに、「青森県立浪岡高等学校の存続」、2つに、「青森県立浪岡高等学校への全国募集制度の導入」について要望するものであります。

説明は以上でございます。

○山崎翔一副委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「9月の青森競輪開催及び令和3年度下期青森競輪開催日程について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、9月の青森競輪開催及び令和3年度下期青森競輪開催日程について御報告いたします。

初めに、9月の青森競輪開催についてであります。

資料1をお願いいたします。

青森競輪場における本場無観客開催、場外発売中止及び払戻しについてであります。去る令和3年8月30日に開催されました第34回青森市危機対策本部の本部長指示によりまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1つに、市営青森競輪本場開催につきましては、資料記載のとおり、無観客開催とすること。2つに、場外発売につきましては令和3年9月1日から30日までの間、中止すること。3つに、払戻しにつきましては、令和3年9月1日から30日までの間、青森前売りサービスセンターと藤崎場外におきまして、平日10時から14時までの時短対応とすることとしたところであります。

なお、去る令和3年8月31日から3日間開催予定でありました市営青森競輪期間中、関係者に新型コロナウイルス感染疑い者が1名発生いたしました。このことから、安全を最大限考慮し、令和3年9月1日、2日の開催を中止としております。

なお、感染疑い者ではありますが、お客様とは直接、接しない者でありましたことを、この場で御報告させていただきます。

次に、令和3年度下期における青森競輪開催日程について御報告いたします。

資料2をお願いいたします。

青森本場開催につきましては令和3年10月1日金曜日、初日のミッドナイト競輪から、令和3年10月27日水曜日、閉幕までの間、赤枠でお示ししております計4節、12日間開催を予定しているほか、全国競輪場におけますレースの車券を発売する場外発売を資料掲載のとおり予定しております。

報告は以上でございます。

○山崎翔一副委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 ごめんなさい。先ほど継続審査になったのでいいんですけども、これまでもありましたけれども、やっぱり、趣旨は賛同できる意見書とか請願書とかは結構あるので、青森市はまだ取組をしていませんけれども、そういう場合、他議会では、趣旨採択という手法をとったりもします。

なので、委員長から議長に、その取組も、議会改革なり議運の中で議論していただくように提言してください。要望です。

○山崎翔一副委員長 ほかに意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎翔一副委員長 以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)